

# JITCO 交流大会

人づくり、交流そして友好の発展



## Topics

## 2015年度 JITCO 交流大会

～人づくり、交流そして友好の発展～

### 開会挨拶

公益財団法人国際研修協力機構 理事長 **鈴木 和宏**



本日ご来場の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、主催者を代表し、心から御礼申し上げます。JITCO 交流大会の開会に当たり、挨拶を述べさせていただきます。

技能実習制度は、民間ベースにおける技能・技術・知識の移転を通じ、開発途上国等の経済発展を担う人材育成に貢献することを目的とし、創設されました。JITCO は、1991年の設立以来、皆様方とともに制度発展の歴史を歩んで参りました。この

間、JITCO が支援した技能実習1号及び研修生は総勢で約90万人、技能実習2号は約70万人を数えます。関係の皆様のご長年にわたるご支援とご尽力に対しまして深く感謝いたします。

さて、皆様ご存じのとおり、技能実習制度は、現在新たな出発とも言える大きな転換期を迎えようとしています。

技能実習制度は四半世紀にわたり、期間の延長、職種拡大、在留資格の整備等の制度改正を伴いながら、景気変動による荒波を受けつつも、発展・拡大を遂げました。その一方で、賃金不払いや長時間労働といった不適正事案が、一部の関係者とはいえ発生し、技能実習生に対する人権保護が十分ではないとの批判が国際社会からも寄せられておりました。そこで、制度の適正利用を確保するため、政府は、本年(2015年)3月6日に「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関

する法律案」を国会に提出しました。

法案では、技能実習における技能等の適正な修得等の確保や技能実習生の保護を図るため、外国人技能実習機構を新規に設立し、監理団体等に対する「監視・監督・取締」を強化することが示されており、従来の民間ベースの制度から国による規制色を強めた制度へと衣替えすることになると思われます。

この法案は、次の国会において継続審議されることになりました。JITCOとしては、法案が可決・成立した際には、新制度への円滑な移行に向けた活動を充実させていくつもりであります。またJITCOは新機構とは別に、監理団体や実習実施機関の皆様に対し、申請書類の点検・取次ぎ、セミナー開催、相談、情報提供等といった支援をより一層充実して参りますので、引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願いしたいと考えております。

なお本日は、法務省入国管理局入国在留課 丸山課長、厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室 山田室長にお越しいただき、技能実習制度見直しに関して、貴重なお講演をいただくこととしております。

また今回で23回目となった「JITCO日本語作文コンクール」の表彰を行います。今回の作文コンクールには、2,144

編のご応募をいただきました。すべての応募者の皆様にご心から敬意を表するとともに、技能実習生の作品応募を支援されている監理団体・実習実施機関等の関係者の皆様にも、厚く御礼申し上げます。

本日は、応募作品の中から選出された27編の表彰を行います。また、最優秀賞を受賞された4名の方々から、その成果をご披露していただきます。技能実習生の方々が、母国を離れ文化・習慣が異なる日本での慣れない生活に苦勞しながらも、周囲の人々とのコミュニケーションを図り、切磋琢磨しながら技能実習に意欲的に取り組む姿が伝わってきます。飾らない言葉で素直に書かれた作品を、会場の皆様とともに味わうことができたと存じます。

最後に、技能実習制度に対する皆さまの熱意と多年にわたるご尽力、さらに本日の交流大会にお越しくださりましたことに、重ねて感謝の意を表します。

この交流大会の場が、監理団体や実習実施機関、各省や大使館など、それぞれ立場の異なる方々の間で、貴重な情報を共有する機会となり、制度を適正かつ円滑に実施していくうえで、一体感をもって取り組めるようなきっかけとなれば、幸いです。

## 技能実習・研修状況報告

公益財団法人国際研修協力機構 専務理事 新島 良夫



はじめに、法務省の統計に基づき、日本に入国・在留する技能実習生数を確認したいと思います。2014年末現在、日本に在留する技能実習生は、対前年比8.0%増加し、167,626人でした。国籍別で見ると、中国が100,093

人で全体の60%を占めていますが、対前年増加率では、ベトナム57.4%、フィリピン26.2%、インドネシア21.4%、タイ24.7%と、東南アジア諸国からの技能実習生が増加していることが特徴としてあげられます。技能実習生の入国者数をみると、2013年67,443人、2014年82,553人とその数は年々増加しています。2015年の上半期(1月～6月)は、対前年同期比19.5%増加して既に54,885人に達し、本年も引き続き、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイをはじめとする東南アジア諸国からの入国者数の増加を伴いながら、技能実習生数のさらなる増加傾向が続いている様子が見えてきます。



次に、JITCO への技能実習2号移行希望申請者数から、2014年度の特徴を申し上げたいと思います。国籍別の特徴としては、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイに加え、これまで受入れ数が少なかったカンボジア、ミャンマーなどの数の伸びが見られたことがあげられます。職種別では、対前年度比で、建設が45.1%、機械・金属が16.8%と高い伸びを示しました。こうした傾向を反映し、男性の技能実習生の数が女性の数を上回ったことも、2014年度の特徴としてあげられます。

このように技能実習生は増加傾向ですが、残念なことに、行方不明者数も増加しております。法務省の発表によると、2015年1月1日現在における技能実習生の不法残留者数は対前年比約1.7倍、4,679人でした。2014年度においてJITCOが報告を受けた技能実習2号の行方不明者は、対前年度比11.2%増の3,139人となりました。行方不明者が発生すると、技能実習制度に対する日本国内のみならず国際的な信頼を失うことにも繋がりますので、減少に向けた対応が必要です。JITCOでは、技能実習生向けに行方不明者発生防止のチラシを作成しておりますので、関係各所におかれましては、技能実習生に対する教育指導の一環として、ご活用頂きますようお願いいたします。

次は、労働災害等の発生状況についてです。JITCOが2014年度に実施したアンケート調査の結果によると、2013年度の技能実習生の労働災害・通勤災害は1,217人でした。このデータを分析すると、技能実習開始後、被災までの期間別発生状況では、労災等に被災する技能実習生は、入国後1年目に(「6ヶ月未満」から「6ヶ月～1年未満」にかけて)増加した後、入国後2年目(「1年～1年未満」、「1年半～2年未満」)に入ると減少する傾向がうかがえます。入国後1年目は、慣れない日本での生活や実習を通じて事故のリスクが高まる傾向がありますので、特に注意して技能実習生への指導に当たることが必要となります。

更に、注意を要するのは、3年目に入った技能実習生です。2年目が終わり3年目に入ると、再び、労災等に被災する技能実習生数が増加する傾向がうかがえます。この頃になると、技能実習生が、より高度な技能に挑戦したり、気持ち

の緩みがでてくるのかもしれませんが。入国後3年目に事故の発生が再び増加する傾向があることを念頭において、技能実習生の指導にあたっていただきたいと思います。

また、大変残念なことです。技能実習生の死亡者数も増加傾向にあります。2014年度にJITCOが把握した技能実習生の死亡者数は34人となりました。死亡者のうち、作業中の5人を除くと、作業中以外に死亡しております。これは、技能実習生に対する生活指導や日本滞在中のケアの重要性が高いことを示していると思われます。自転車を含む交通事故に加え、脳心疾患、自殺などに関する防止対策も不可欠です。

メンタル面については、労働安全衛生法が改正され、事業場において、労働者の心理的負担の程度を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処するストレスチェック制度が、2015年12月1日からスタートします(従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります)。JITCOでは、技能実習生のメンタルヘルスの確保に向けた監理団体・実習実施機関用、技能実習生用のパンフレットを作成しました。JITCO ページからもご覧いただけますので、ご活用いただきたいと思います。また、JITCOでは、外国人技能実習制度、関係法令、日常生活における種々の悩みや問題をかかえた技能実習生に対して、心身の健康及び問題解決支援のために、母国語による直接対話での相談を行っています。中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語により、技能実習生からフリーダイヤルで相談を受け付けています。年間1,000件を超える、トラブル相談、制度についての照会、健康相談等が寄せられていますので、悩みを抱える技能実習生へのケアの一つとして、ご活用いただきたいと思います。

JITCOでは、不幸にして、実習実施機関の倒産や不正行為等により技能実習を継続することが困難となった場合の支援として、技能実習継続支援事業を実施しています。具体的には、移籍先が確保できない監理団体に対して、受入れ可能な実習実施機関を傘下に持つ他の監理団体について情報提供等を行うことにより、技能実習の継続が可能となるよう支援しております。技能実習の継続を

希望している技能実習生を受入れたい、受入れが可能であるという監理団体の皆さまからのお申込みもお待ちしています。JITCO ホームページまたは FAX からお申込みいただけますので、ご連絡をお待ちしております。

ここで皆様にご案内がございます。まずは「マイナンバー制度」についてです。2015年10月から、住民票を有する人に対し12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、在留カードを保有する技能実習生もこの対象となります。マイナンバーが記載された通知カードは、2015年10月5日時点で住民票に登録されている住所に送付されるため、技能実習生が直接カードを受け取ることとなります。また、技能実習生が帰国する際には通知カードを市区町村へ返納する必要があります。監理団体及び実習実施機関の皆様には、技能実習生が通知カードを紛失しないよう、また、正しくマイナンバーの管理を行うよう周知・指導していただく必要があります。

次に、ネット犯罪に関する注意です。最近、インターネットバンキングに係わる不正送金など、技能実習生が犯罪行為に巻き込まれる事例が報告されています。犯罪行為に巻き込まれないよう技能実習生本人への周知や啓発活動が重要ですので、皆様には防止に向けて更なるご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、JITCO ホームページに日本の警察庁が作成した技能実習生向けのリーフレットを掲載しておりますので、ご活用ください。

また、JITCO では、賛助会員サービス充実に向けた取組みとして、賛助会員向けホームページの内容を一新しました。技能実習制度に関する情報の入手やセミナーオンライン予約等を行うことができます。インターネット上に掲載された技能実習制度関連の新聞等の記事の閲覧も行うことができますので、ご活用ください。

最後に、JITCO 本部事務所の移転についてご案内いたします。JITCO 本部事務所は、田町・三田(〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階・12階)に移転いたします。田町・三田は、現在のJITCO 本部事務所がある大門・浜松町から、JRまたは都営線で、1駅、品川寄りに位置します。本年12月14日から、新事務所で

の業務を開始する予定ですので、よろしくお願いいたします。

## 第二部 「技能実習制度見直しについて」では、法務省、厚生労働省の2省からご講演をいただきました。

はじめに、法務省入国管理局入国在留課長の丸山秀治様から「現行の技能実習制度の現状」について次のとおり報告がありました。

技能実習生数はグラフの通り年々増加しており、本年上半期は既に約48,000人が入国しています。これに伴い在留者も増加しており、6月末で180,000人を超えている状況です。この傾向はしばらく続くと思われ、特に国籍別の変動を見るとベトナムからの入国者・在留者が増えている状況です。

続きまして「不正行為の現状」です。平成21年の法改正で不正行為の件数は一旦減少しましたが、その後また増加しつつあるという残念な状況です。不正行為の件数で多いのは「賃金等の不払い」や「偽変造文書などの行使・提供」、「研修・技能実習計画との齟齬」などです。講習の期間中に実習実施機関で実習を行っていたとの報告が挙がっていますので、監理団体の皆様には、「講習期間中の業務への従事」について、ご注意くださいと思います。

次に「失踪者の増加の状況」ですが、失踪者は残念ながら近年急激に増加しており、本年も昨年より約10%増加している状況です。入国管理局では、失踪した技能実習生からその動機や状況をヒアリングする取組みを始めました。特に入国前の処遇の説明と入国後の待遇(労働条件、給与から控除される金額、宿舍の状況など)の極端な違いが、失踪の原因として指摘されていますので、入国前に監理団体が直接、または送出し機関を通じて、入国後の処遇をより丁寧に説明することをお願いします。

失踪率は技能実習生全体の3%弱（技能実習生約17





法務省入国管理局入国在留課長  
**丸山 秀治 様**

万人に対して失踪者約5千人)という状況です。国別で見るとミャンマー、ネパールの割合が高くなっています。

団体別にみると、「受入れ段階の選抜が比較的きっちりされている」、「受入れ後の巡回指導や巡回相談が丁寧に行われている」、「帰国後の就職のお世話が体系化されている」などの団体は比較的失踪する割合が低いと思われます。今後事業を実施するに当たっては、送出し機関の選定、特に技能実習生の選抜において配慮を

お願いします。

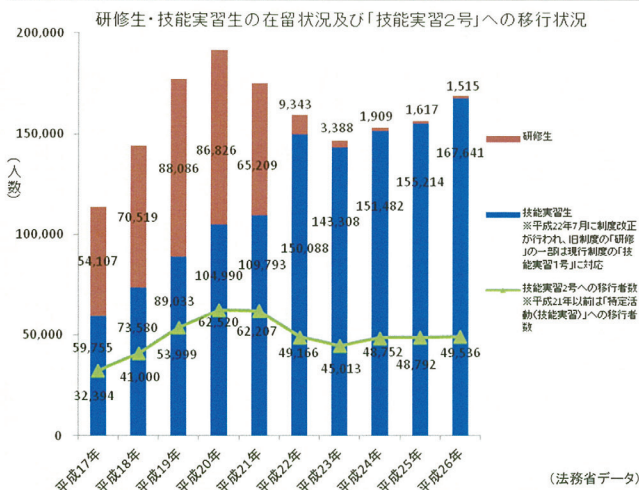
また、急激に受入れ人数を増やしている監理団体で失踪者が多く出ている傾向がありますので、受入れ数の拡大に伴った管理監督体制の整備をお願いします。

次に「出入国管理及び難民認定法の改正」について技能実習制度と関係する部分のみ説明します。今回の入管法の改正の大きな柱は「介護に従事する外国人の受入れ」と「偽装滞在対策の強化」があります。この中で「偽装滞在対策の強化」が技能実習制度と関係があるところでは、つまり、在留資格取消事由が整備され、例えば、技能実習の活動を行っておらず、かつ他の活動を行い又は行おうとして在留している場合、入国管理局の手続きで在留資格を取り消すことができるという制度です。

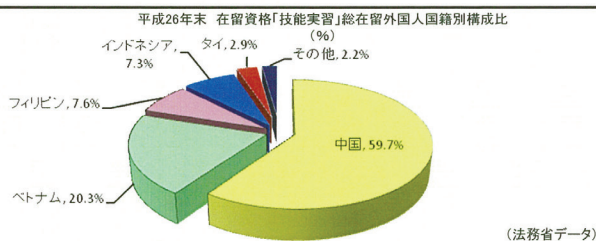
次に技能実習生による「難民認定申請」が増加していることについてです。マスコミ等でも報じられたため、ご存じの方も多いと思います。平成22年における技能実習生の難民認定申請は43人でしたが、平成25年は118人、昨

## 技能実習制度の現状

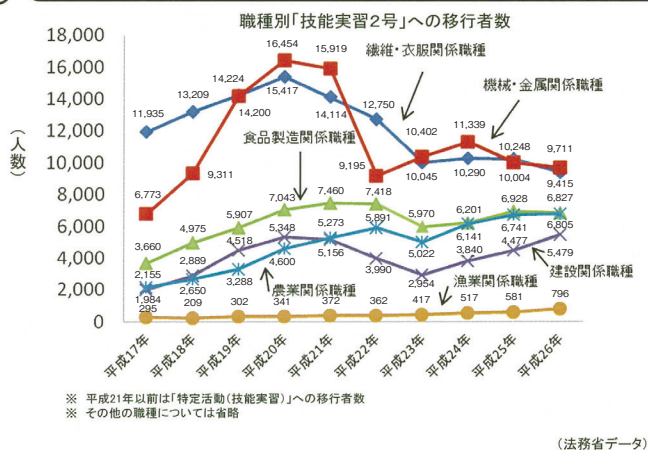
1 平成26年末の技能実習生の数は、167,641人  
※技能実習2号への移行者数は、49,536人



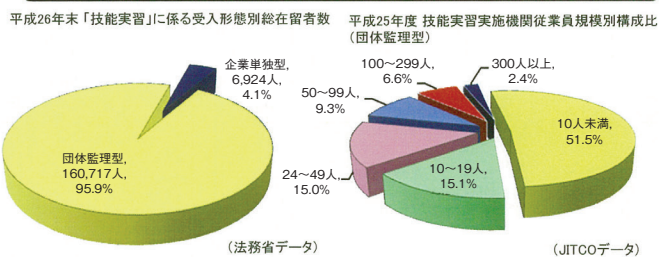
2 受入れ数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン



3 全体で71職種あり、受入れ数の多い職種は、  
①機械・金属関係 ②繊維・衣服関係 ③食品製造関係

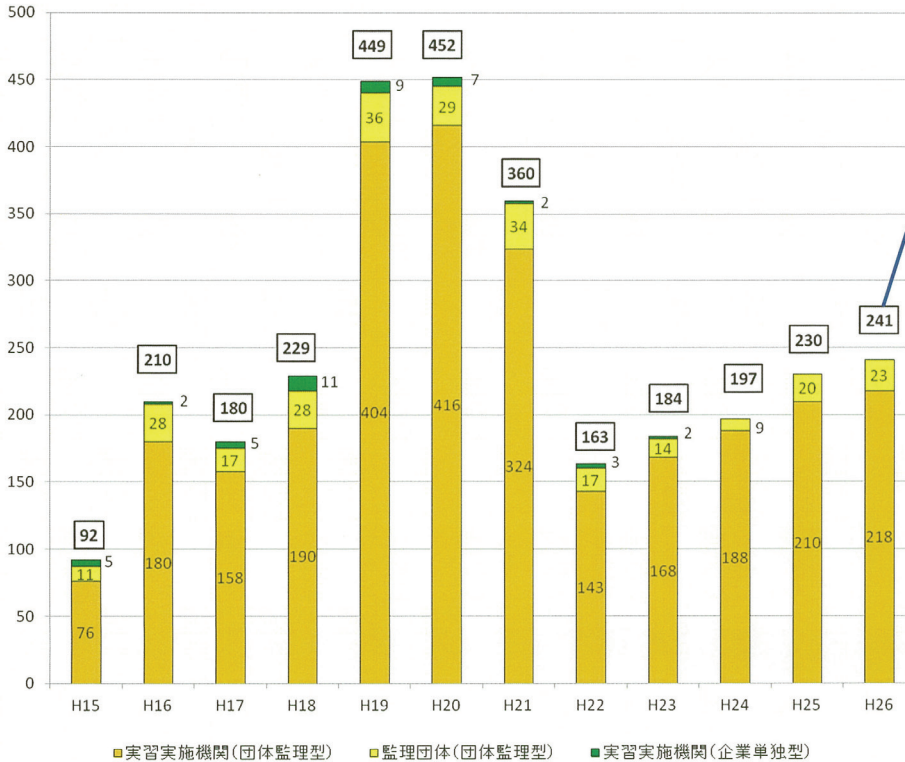


4 団体監理型の受入れが95.9%  
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業



## 不正行為の現状

「不正行為」機関数の推移



平成26年の「不正行為」件数

類型	件数
二重契約	0
研修・技能実習計画との齟齬	32
名義貸し	21
偽変造文書等の行使・提供	29
研修生の所定時間外作業	0
暴行・脅迫・監禁	1
旅券・在留カードの取上げ	2
賃金等の不払	142
人権を著しく侵害する行為	6
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	2
監視団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」	2
行方不明者の多発	0
不法就労者の雇用等	11
労働関係法令違反(賃金等の不払いを除く。)	23
再度の不正行為	3
保証金の徴収等	2
講習期間中の業務への従事	74
営利目的のあっせん行為	0
日誌等の作成等不履行	0
帰国時の報告不履行	0
計	350

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。

年は414人となりました。その多くは、例えば、送出し機関や高利貸しへの借金返済など、本来の趣旨から大きくかけ離れた理由での申請であり、関係者の方々から「この制度を早く見直してほしい」との要望が出ていました。これに対応すべく、9月15日に策定、公表された出入国管理基本計画と同時に発表された難民認定制度に係る運用の見直しで、難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない申請は速やかに処理することや、申請から6ヶ月経過すると自動的に就労を許可していた措置を見直すこととしました。例えば、借金返済や婚姻をめぐるトラブル等明らかに難民条約に該当しないような申立てであれば、2回目の申請をしても在留を認めないことであるとか、もっともらしい迫害理由を主張した場合でも、2回続けて同じ内容の申請をした場合は就労を認めず、かつ3回繰り返した場合は在留を認めないこととします。

この見直しにより濫用的な難民認定申請を防いでいきたいと考えています。

次に、厚生労働省職業能力開発局 海外協力課 外国人研修推進室長の山田敏充様から「外国人技能実習制度の見直し」について説明をいただきました。



厚生労働省職業能力開発局 海外協力課  
外国人研修推進室長  
山田 敏充 様

本年3月に新しい技能実習法案を国会に提出しましたが、残念ながら今国会では趣旨説明までとなり継続審議となっています。今後、技能実習制度がどのような形になるのかについて説明させていただきます。

今回の制度見直しの大きな柱は、「管



## 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の概要

外国人の技能実習における**技能等の適正な修得等の確保**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

### 法律案の概要 ※ 法務省及び厚生労働省で共同提出

#### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談や情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定、【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理、【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】
 等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

#### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

#### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

### 施行期日

平成28年3月31日までの間において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

理監督体制の強化」と「拡充」です。管理監督体制の強化策のポイントは、①技能実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指すことです。いままでは、政府間の直接の取決めはなく、JITCOと15ヶ国との間においてRD（討議議事録）が署名され、それに基づいて様々な運用がなされてきましたが、今後は送出しを希望する国との間で取決めを作っていくことになります。相手国に受入れ制度の各種ルールを守る「送出し機関」を認定してもらい、「認定した送出し機関」からしか受入れをしないことや、技能実習生の募集の段階で「送出し機関」に日本での労働条件をきちんと説明してもらうことなどを取り決めていきます。②監理団体については許可制、実習実施機関については届出制とし、技能実習計画は認定制とします。③「外国人技能実習機構」を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査す

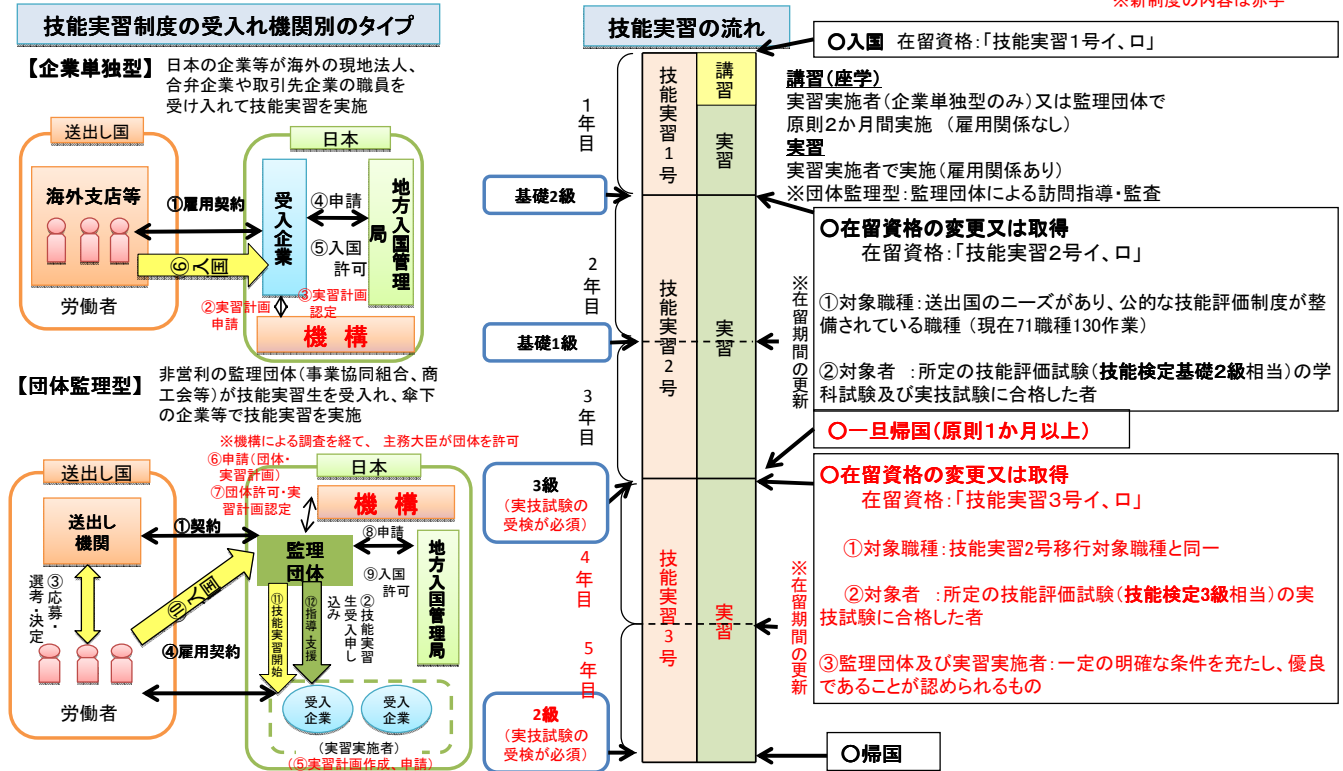
る等の業務を行います。④通報・申告窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備、実習先変更支援の充実等技能実習生の保護等に関する措置を講じます。通報・申告窓口については、いまもJITCOで母国語相談窓口という形で技能実習生が各種言語で相談できるようになっていますが、今後は実習先で法令違反等がある場合は技能実習生が主務大臣に申告ができ、その申告の効果として「申告をした者を帰国させるなどの申請者に不利益な取り扱いを法律で禁止」し、技能実習生の保護を強化しています。人権侵害行為等に対する罰則は、「パスポートの取上げを認めない」等の形で禁止しています。⑤業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施します。また、これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築していきます。

次に、「拡充策のポイント」として、①優良な監理団体

## 技能実習制度の仕組み(新制度の内容を含む。)

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約17万人在留している。

※新制度の内容は赤字



等への実習期間の延長又は再実習が可能となり、一旦帰国をする条件で最大5年間の実習ができることになりました。②優良な監理団体などにおける受入れ人数枠の拡大。③対象職種の拡大です。

管理監督体制を強化していくことで、受入れ側からすれば負担が増えるという見方もありますが、逆に言えば「きちんとした受入れ体制」があれば、さらに充実した技能実習ができるメリットもあるのでご理解をいただきたいと考えております。

次に、「技能実習制度の仕組み(新制度の内容含む)」ですが、技能実習3号が新設された場合、一旦帰国することを条件とし、実技試験の合格を必須とすること、また、法務省と厚生労働省での有識者懇談会で、2号から3号への移行の際には、一定の要件の下「他の実習実施機関での実習を認めることとすべき」旨の提言を得ているので、それを踏まえて制度設計を進めていきたいと考えて

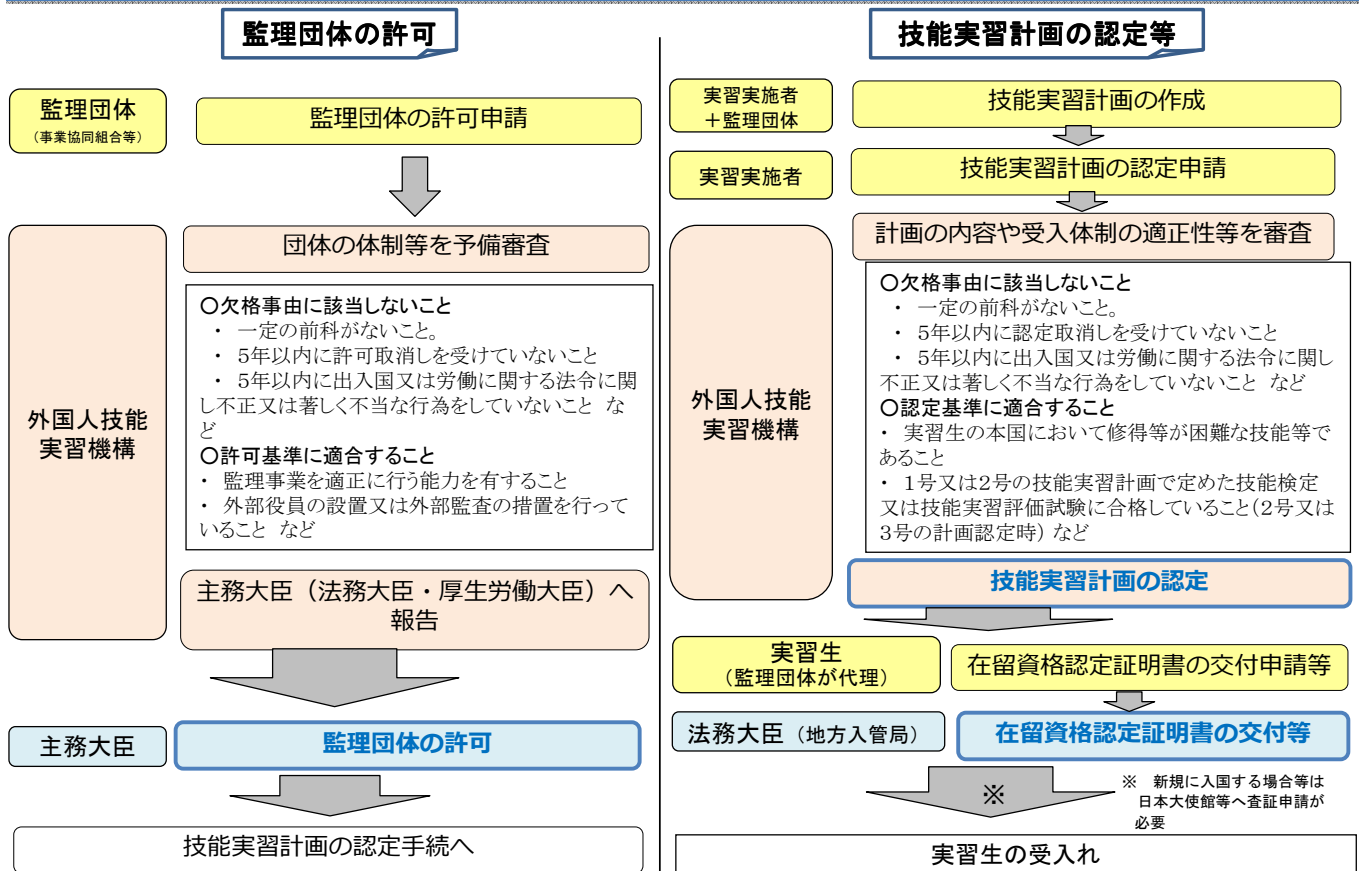
います。

次に、「監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について」ですが、監理団体の許可申請(外国人技能実習機構による)では、欠格事項に該当しないことや許可基準に適合すること等を条件に、外国人技能実習機構が主務大臣に報告し、主務大臣が許可をする手順となります。技能実習計画の認定等では、実習実施機関が主体となって技能実習計画を作成することになり、この計画を外国人技能実習機構が審査して認定し、この認定後に入国管理局へ在留資格認定証明書の交付申請が行なえることとなります。いままでの入国管理局での要件審査が外国人実習実施機構に移っていくイメージです。

次に、「技能実習計画の認定基準」、「監理団体の許可基準」についての説明になります。特に「監理団体の許可基準」の「外部役員又は外部監査の措置の実施」については新しい基準になります。技能実習制度を適正に運



## 監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について



用するためには、監理団体が必要に応じて実習実施機関をきちんと指導することが重要になるので、それを担保するために監理団体のガバナンスも外部の目を入れてやっというこことこの要件が盛り込まれました。

「技能実習計画の認定及び監理団体の許可に係る欠格事由」については、「技能実習計画の認定・監理団体の許可の取消し基準」として「技能実習計画の認定取消し基準」と「監理団体の許可の取消し基準」が設けられます。厳しい規制が課される感じを受けるかも知れませんが、技能実習生を受入れて一定の技能を身につけていただくことが基本であり、また、一定の優良要件を満たす受入れ機関については期間延長や受入れ人数枠の拡大なども用意していますので、ご理解をお願いします。

最後にご参考として、「介護職種の追加について」の説明ですが、「外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に

沿って対応する」、「介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種で追加を行う」とすることになっています。また、「介護職種の追加に係る制度設計の考え方」として、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ(平成27年2月4日)」で、業務内容・範囲、必要なコミュニケーション能力、適切な実習実施機関の対象範囲・体制、処遇などについて言及しています。これを土台として、今後さらに検討していくことになります。

現時点で情報提供させていただける内容は以上です。現在法案は継続審議となっており、今後の国会の日程等を踏まえながら新しい制度に円滑に移行できるようにしていきたいと考えています。これからの様々な動きについてはJITCOを通してなど、様々な機会を捉えて情報提供させていただきます。

## 最後に、JITCO専務理事新島良夫より、技能実習制度見直しにつきまして、説明がありました。

法務省丸山課長、厚生労働省山田室長の説明をお聴きいただきましたが、私からは、監理団体及び実習実施機関の皆様にも影響すると思われる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下「技能実習法案」という）のポイント及び今後のJITCOの支援活動の説明をさせていただきます。本案は、次の国会で継続審議されることとなりましたが、監理団体・実習実施機関等の皆様がそのポイントを理解する一助としていただければ幸いです。

現行の技能実習制度と大きく違う点は、先ほど説明があったように、第1に監理団体の許可制が導入されること、第2に技能実習計画の認定制が導入されること、第3に実習実施者、つまり実習実施機関が届出制となることです。本日は、この3点に関する主な事項を紹介します。

まず初めに、ポイント1「監理団体の許可制の導入」について説明いたします。

技能実習法案では、監理団体は許可制となります。監理団体は、事業区分に応じ、主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）の許可を受けなければなりません。第1号、第2号、第3号技能実習を行う場合には一般監理団体、第1号、第2号技能実習のみ行う場合は特定監理団体とな



ります。現行制度においては、職業安定法に基づく職業紹介事業の許可又は届出が必要となっておりますが、新制度の下では、特例として、監理団体の許可を受ければ、別途、技能実習に係る職業紹介事業の許可又は届出を行うことなく、技能実習生の受入れを行うことができますようになります。

次に、監理団体の許可の有効期限については、許可日から「3年を下回らない期間」つまり「3年以上」となります。なお、期間満了後は更新許可手続を行う必要があります。また、監理団体の申請を行う場合、1件につき15,000円の登録免許税に加え、後に主務省令で定める手数料を納めることとなります。

監理団体の許可基準については、次の①から⑧の要件が示されています。

- ①営利を目的としない法人であること
- ②主務省令で規定される監理団体が実施しなければならない事項（「講習の実施」、「実習実施者に対する3ヶ月に1回以上の監査の実施」、「技能実習生からの相談体制の構築」等）といった監理事業を適正に行う能力があること
- ③監理事業を健全に遂行することができる財産的基盤があること
- ④個人情報の適正管理や秘密保持に必要な措置を講じること
- ⑤外部役員又は外部監査の措置の実施
- ⑥技能実習生の取次ぎに係る送出し機関との契約の締結
- ⑦第3号技能実習生を受け入れる場合は優良な監理団体に限ること
- ⑧その他監理事業を適正に遂行することができる能力があること

ただし、これらの基準はまだ抽象的ですので、法案成立後に定められる主務省令等において、さらに細部が明確になります。

続いて、ポイント2「技能実習計画の認定制の導入」について説明いたします。

技能実習法案では、技能実習計画は認定制となります。



実習実施者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、主務大臣(法務大臣・厚生労働大臣)から認定されなければなりません。

団体監理型の場合には、監理団体の指導のもと実習実施者が技能実習計画を作成することになります。

技能実習計画の記載事項は、次の①から⑩が示されています。

- ①技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②人にあっては、その役員の氏名及び住所
- ③技能実習を行わせる事業所の名称及び所在地
- ④技能実習生の氏名及び国籍
- ⑤技能実習の区分
- ⑥技能実習の目標、内容及び期間
- ⑦技能実習を行わせる事業所ごとの技能実習の実施に関する責任者の氏名
- ⑧団体監理型技能実習に係るものである場合は、実習監理を受ける監理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ⑨技能実習生の待遇
- ⑩その他主務省令で定める事項

このような申請書類の作成や提出の方法等については、外国人技能実習機構が立ち上がってきから明確になるものと思われますので、JITCOとしても様々な情報提供を行ってまいります。なお、技能実習計画の申請を行う場合は、主務省令で定める手数料を納付することとなります。

技能実習計画の認定基準については、次の①から⑩の要件が示されています。

- ①技能実習生の本国において修得等が困難であること
- ②単純作業ではなく、技能実習の区分に応じた技能実習目標・内容となっていること
- ③第1号技能実習は1年以内、第2号・第3号技能実習は2年以内であること
- ④技能実習各段階それぞれの目標が達成されていること

⑤技能実習終了までに、技能検定又は技能実習評価試験等により技能実習生が修得した技能等の評価を実施していること

⑥技能実習を行う体制や講習施設、宿泊施設等の設備が備わっていること

⑦技能実習責任者をおくこと

⑧監理団体が実習実施者を監理すること

⑨技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること等、技能実習生に対する待遇が適切であること

⑩第3号技能実習を受け入れる場合は優良な実習実施者に限ること

⑪受入れ人数枠を超えていないこと

特に現行制度と異なる点としては、技能評価試験の受験が義務化され、第1号・第2号・第3号技能実習終了時に技能検定又は技能評価試験等の所定の評価試験の受験が必須となることが挙げられます。

最後に、ポイント3「実習実施者の届出制」について説明いたします。

技能実習法案では、実習実施者は、許可を得る必要はありませんが、届出が必要となります。実習実施者は、技能実習を開始したときには、主務大臣(法務大臣・厚生労働大臣)に届け出なければなりません。

また、技能実習を行わせることが困難となった場合にも同様に届け出る必要があります。企業単独型の場合は、技能実習生の氏名、技能実習の継続のための措置等を届け出ることとなります。一方、団体監理型の場合は、技能実習生の氏名、技能実習の継続のための措置等を監理団体に通知しなければなりません。監理団体は、実習実施者から技能実習を行わせることが困難になったとの通知を受けた場合で、監理団体も同意した場合には、主務大臣に届け出る必要があります。またさらに、実習実施者は、技能実習に関する帳簿書類を作成し、事務所に備え付ける必要があるほか、技能実習状況に関する報告書を作成し主務大臣へ提出することとなります。

以上、技能実習法案の主なポイントについて紹介して参りました。

繰り返しになりますが、制度を運用する際の細かなルールについては、主務省令に規定されることとなり、法案中で「主務省令で限定する」と明記されたところは、JITCOでチェックしたところ約60ヶ所ありました。技能実習法案が、今後開会される国会での審議を経て可決・成立した場合、法律が成立した後しばらくしてから定められる主務省令の内容を把握することも必要となります。JITCOとしては、様々な機会を捉えてセミナー等を開催し、新制度に関する情報を提供していきたいと考えています。

最後に、技能実習法案を踏まえて今後のJITCOのあり方を、どのように考えているか申し上げたいと存じます。JITCOとしては、技能実習制度が適正かつ円滑に推進

されるためには、政府による不適正事案に対する「取締」強化は必要であると考えております。監理団体・実習実施者に対する助言や相談といった「支援」も引き続き行われることが極めて重要であると考えております。そのため、JITCOは業務の在り方を見直し、取締組織の外国人技能実習機構との棲分けを明確にしていく予定です。本部、駐在事務所を通じて、地方入国管理局や新機構へ提出する書類の点検・取次ぎ等の手続支援、新制度に関連した法令等の案内・解説、送出し機関情報の提供等の各種サービスについて、新制度への切り替え時の対応はもとより、制度改正後も、一層充実した支援活動を展開してまいりたいと考えております。そのためには、皆様方からの一層のご支援・ご協力が引き続き不可欠となりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

## JITCO

### JITCOは新制度においても充実した支援活動を展開します

JITCOは、技能実習制度が適正かつ円滑に推進されるためには、**政府による不適正事案に対する「取締」強化は必要であると考えますが、監理団体・実習実施者に対する「支援」も引き続き行われることが極めて重要**であると考えております。

新法が施行された場合、技能実習制度発足以来20年以上にわたり**JITCOが担ってきた受入れ・送出しに関する各種の「支援」が機能し**、監理団体・実習実施者の様々なニーズに役立てていくことが、**制度が円滑に運用されるためには不可欠**であると考えております。

そこで、JITCOは、業務の在り方を見直し、**地方におけるサービスの維持・発展を図り、賛助会員の皆様に対する新制度に関連した法令等の案内・解説、情報提供・相談、手続支援等の各種サービス**について、新制度への切り替え時の対応はもとより、**制度改正後も、一層充実した支援活動を展開**してまいりたいと考えております。

そのためには、**賛助会員の皆様のJITCOへの一層のご支援・ご協力が引き続き必要不可欠**となりますので、今後とも、何卒、よろしくお願い申し上げます。

JITCO作成